

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東郷町内で地域の高齢者又は児童とその保護者を対象とした住民主体の地域福祉活動を推進し、もって高齢者や児童の福祉の充実を図ることを目的として、助成金を交付するものとする。

(実施主体)

第2条 この交付事業は社会福祉法人東郷町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施する。

(対象団体)

第3条 営利を目的としない住民組織（以下「団体」という。）であり、原則として地域で活動する団体とする。

(交付条件)

第4条 助成金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主的かつ継続的な活動計画に基づく活動をしていること。
- (2) 会員などが1回あたり平均5名以上参加していること。
- (3) 2か月に1回以上開催しており、参加者が歩いていける範囲内で実施していること。
- (4) 規約、会則等を定め、団体の名称、目的、会員等の構成などが確認できること。
- (5) 政治・宗教的活動でないこと。
- (6) 他の団体・法人から補助金などを受けていないこと。ただし、町・区・自治会からの補助金などは構わない。

(助成額)

第5条 助成金の金額は、予算の範囲内で、社協会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(交付申請)

第6条 この助成金を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約、会則等の写し
- (2) 団体の会員名簿

(交付決定)

第7条 会長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は決定をし、助成金交付決定書（様式第2）により通知し、助成金を交付する。

(助成金交付の中止等)

第8条 助成金の交付決定後に当該事業の中止、変更等がなされた場合は、社協は交付の中止、変更し、又は助成金の返還を求めることができる。

- 2 助成金を受けた団体は、事業の遂行及び完了が困難となった場合は、速やかに社協に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 社協は、助成金を受けた団体に対し必要があると認めたときは、指導及び助成金の使途に関係のある範囲で監査するものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた団体は、助成金実績報告書（様式第3）に決算書を添付して、翌年度4月末日までに会長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別紙（第5条関係）

対象団体	助成金額
①公民館・コミュニティセンター等 で行う団体	年間20,000円
②会員の自宅で行う団体	年間 5,000円
③役場・町民会館・いこまい館で行 う団体	年間10,000円
④町・区・自治会から補助金などを 受けている団体（有料会場を、無 料で借りている団体も含む）	年間10,000円

※新規かつ設立後1年程度の場合は、新規立上の助成金20,000円までを通算で1団体につき1回まで、通常の運営助成金に上乗せで助成する。適用には実際の運営状況・見込み等を社協で審査する。（平成22年度より）

(様式第1)

平成 年 月 日

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

団体名

代表者名

印

住所

電話

平成30年度地域福祉活動助成金交付申請書

地域福祉活動を実施しますので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

助成金要望額	円		
団体概況	設立年月日		
	会員数	名 (運営者	名 参加者 名)
	参加者会費	円	
事業計画書	別紙1のとおり		
他の団体・法人からの補助金などの有無	(1) 受けている。(団体名 金額 円) (2) 有料である会場を無料で借りている。 (3) 受けていない。		
備考	(連絡先担当者)		
	1 氏名		
	2 連絡先		
	3 電話	— —	FAX — —

希望する交付方法	振込 ・ 社協窓口手渡し
----------	--------------

振込を希望する場合の振込先

	銀行・農協・信金	支店
<input type="checkbox"/> 座番号		普通預金 ・ 当座預金
フリガナ		
<input type="checkbox"/> 座名義人		

※名義人連絡先・住所 東郷町.....
() —

添付書類 (1) 団体の規約、会則の写し
(2) 団体の会員名簿

平成30年度事業計画書

事業の目的	
年間事業内容及び事業計画	
期待される効果	

(様式第2)

東社協発第 号
平成30年 月 日

様

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会
会 長 水 野 逸 馬

平成30年度地域福祉活動助成金交付決定書

平成30年度助成金の申請は、下記のとおり決定しました。

記

1 助成金額 金 _____ 円

助成金については5月21日(月)から6月1日(金)までの間に、申請書にあった希望交付方法に従い

申請のあった口座に振り込みます。

社会福祉協議会窓口にて印鑑をご持参のうえお越しください。

※平日9:00から17:00まで。事前に来所の電話確認をお願いします。

連絡先 東郷町社会福祉協議会 地域福祉係(東郷町福祉センター2階)
TEL0561-37-5411 担当 早川・倉澤

(様式第3)

年 月 日

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会
会 長 水 野 逸 馬 様

団 体 名
代表者名



平成30年度地域福祉活動助成金実績報告書

下記のとおり事業を実施しました。

1 実績報告

開催年月日	時間	開催場所	実施内容	参加者内訳	
				運営者(名)	参加者(名)

*欄が不足する場合は、適宜用紙を追加してください。

2 参加者合計人数

名

3 合計開催日数

日

4 添付書類

(1) 決算書